

共生型生活介護

デイサービスセンター横雲の里 料金表

令和8年1月現在

① 介護給付費給付サービスに関する利用料金（A）

施設利用料自己負担

施設利用料	697単位/日	障害程度区分3以上（50歳以上の方は区分2以上）の方が対象になります。
-------	---------	-------------------------------------

※ 各種加算（対象者のみ）（B）

（基準に定めた職員配置等を実施した場合に加算されます体制加算と実績に応じたその他加算がございます。体制加算は当月の職員体制により加算が変更になります。）

加算種類	加算内容	金額
福祉専門職員配置等加算(I)	常勤で配置された職員のうち、介護福祉士等が35%以上配置された際にいただく費用です	15単位/日
人員配置体制加算(II)	区分5又6に該当する者等が利用者の50/100以上おり、直接処遇職員配置が2:1以上である際にいただく費用です	136単位/日
初期加算	利用開始日より30日以内の期間についていただく費用です	30単位/日
食事提供体制加算	収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合にいただく費用です	30単位/日
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算で1人以上配置している際にいただく費用です	19単位/日
福祉・介護職員等处遇改善加算(III)	福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取り組みを行っている場合にいただく費用です。	所定単位数×6.7%
身体拘束廃止未実施減算 虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算	国が定めた身体拘束廃止、虐待防止、業務継続計画の策定が未実施の場合に減算される費用です。	所定単位数×1%
情報公表未報告減算	国が定める障がい福祉サービス等の情報公表制度に基づく報告、公表が行われていない場合に減算される費用です。	所定単位数×5%

※新潟市の地域区分が7級地のため、料金は1単位あたり10.18円となります。

※利用者負担の上限について

原則として総費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を定め負担が重くならないようにしています。

また、受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により利用者負担額が2割軽減されます。

区分	対象者	負担上限月額
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円
一般1	市民税課税世帯（年収概ね600万以下）	9,300円
低所得	市民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

②食費に関する利用料金（C）

自己負担額（基準額）

（単位：円/日）

負担区分	食費（昼食）	光熱水費	自己負担額計
一般	870	500	1,370
一般以外	350	500	850

自己負担計
(A) + (B) + (C)
= (D)

※原則、食費は全額自己負担となりますが、低所得者には補足給付（一般以外）により軽減されます。

③その他サービスに関する利用料金

（単位：円/回）

項目	料金	備考
理容（カット＋顔剃り）	2,750円	税込（カットのみは2,200円）
美容	実費	予約制ですのでご相談ください
特別な食事（出前他）、日用品等	実費	クリーニング代、外出時食事代等

※今後もサービス提供体制に変更がある場合は、都度料金表差し替えにて同意とさせていただきます。

※利用料金に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させていただきます。

事業者よりサービス利用料金について説明を受け、上記の内容に同意いたします。

<同意署名欄>

令和 年 月 日 氏名 Ⓜ